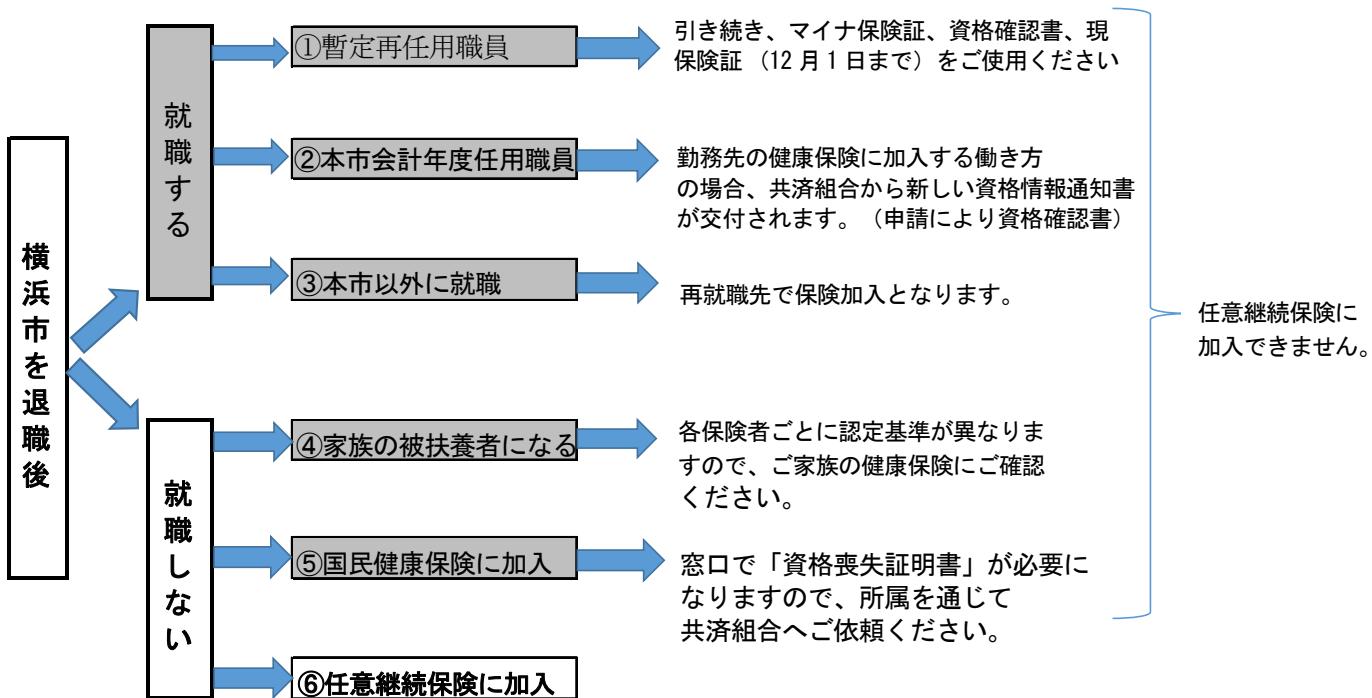


# 任意継続組合員の資格取得について（令和7年4月版）

任意継続組合員制度とは、退職後も引き続き組合員として共済組合に加入できる制度です。

退職後、下図の①～⑤に該当する方は、任意継続保険に加入できませんので申し出なさらないようご注意ください（②のうち、勤務先の健康保険に加入する働き方でない場合は、任意継続に加入できます）。



## 1 任意継続組合員の資格要件

- (1) 退職日の前日まで継続して1年以上組合員であった方
- (2) 退職日から起算して20日以内に、横浜市職員共済組合に申請書が受理され、かつ、資格取得月の掛金を支払うこと（任意継続組合員の申出書は、退職する月の1日から受け付けます）

## 2 申出に必要な書類

- (1) 「任意継続組合員資格取得申出書」  
「資格確認書（再）申請書」（マイナ保険証の利用登録をしていない及び今後する予定がない方）  
横浜市職員共済組合WEBサイト (<http://yokohama-kyosai.or.jp/>) 「申請書一覧」>「医療(短期給付)任意継続関係」>「50 任意継続組合員資格取得申出書」からダウンロードできます。
- (2) 「郵便切手」（資格情報通知書（申請により資格確認書）、払込通知書をご自宅あてに送付するのに使用します。
  - ・マイナ保険証を利用登録している場合・・・180円分
  - ・マイナ保険証を利用登録していない又は今後する予定がない場合・・・180円分+350円分  
(資格確認書を書留で送付するためプラス書留代金)

【以下は、退職時に被扶養者として認定されている方を、引き続き被扶養者とする場合に提出】

- (3) 「住民票（継柄記載のある世帯全員のものでマイナンバーの記載のないもの）」
- (4) 被扶養者の「課税証明書（全件用、直近のもの）」（収入のない20歳未満の生徒・学生は不要）
- (5) 被扶養者に収入がある場合「収入が確認できる書類（年金振込通知、直近3か月分の給与明細書等のコピー）」
- (6) 「学生証のコピー」（被扶養者が高校生・大学生・専門学校生の場合）

## 3 申出の提出方法

府内メール又は郵便で職員共済組合医療福祉課 任意継続担当宛てにお送りください。

## 4 加入期間

- (1) 退職日の翌日から最長2年間
- (2) 次の場合は加入期間内でも任意継続組合員の資格を喪失します。
  - ア 再就職し、他の共済組合の組合員、健康保険組合などの被保険者になったとき
  - イ 死亡したとき
  - ウ 任意継続掛金を期日までに払い込まなかつたとき
  - エ 後期高齢者医療制度の被保険者等となつたとき
  - オ 任意継続組合員でなくなることを希望し、その申出が受理されたとき  
(オの場合、申出が受理された日の属する月の翌月1日で資格を喪失します。)

初回の掛金を払込期日までに払わなかつた場合は、任意継続組合員にならなかつたものとみなします。

## 5 掛金の算出方法

任意継続組合員の掛金は退職時の標準報酬月額、又は前年9月30日の全共済組合員の標準報酬月額の平均額のどちらか低い額に掛金率を乗じたものが、1か月分の掛金額となります。

### 【令和7年度】

標準報酬月額の平均額：380,000円	任意継続掛金上限額（月額） 49,491円
短期掛金率：113.64／1000	(短期掛金 43,183円、介護掛金 6,308円)
介護掛金率：16.60／1000	

・標準報酬月額の平均額と掛金率は毎年度改訂されます。

- ・在職時と異なり、事業主負担がなくなるため全額自己負担になります。（掛金率は在職時の2倍）
- ・介護掛金は40歳以上65歳未満の方について徴収します。

## 6 掛金の払込方法

払込通知書を組合員証とともにご自宅に郵送しますので、コンビニエンスストア又は当組合が指定するプリ決済サービスでお支払いください。金融機関での払い込みや、口座振替はできません。

払込方法は、次の(1)～(3)の中からお選びください。なお、払込通知書は一年度分(4月から翌年3月まで)ごとにお送りいたしますので、年度の途中で払込方法を変更することはできません。

- (1) **毎月 払い** (加入月翌月以降分の払込期限は当該月の前月末日です。)
- (2) **半年前納** (割引あり。加入月翌月以降分の払込期限は加入月の末日と9月30日、翌年度分は3月31日と9月30日です。)
- (3) **1年前納** (割引あり。加入月翌月以降分の払込期限は加入月の末日、翌年度分は3月31日です。)  
加入月分(初回の払い込み)の払込期限は、退職日から起算して20日後です。

## 7 給付金

給付金（高額療養費、一部負担金払戻金、家族療養費附加金）は「任意継続組合員資格取得申出書」に記入された任意継続組合員名義の口座に振り込みます。

## 8 その他

- (1) 任意継続組合員（被扶養者）資格情報通知書（希望により資格確認書）及び掛金の払込通知書は、ご自宅あてに郵送します。
- (2) 在職時の組合員証、被扶養者証（又は資格確認書）は所属か職員共済組合医療福祉課に返却してください。資格情報通知書は返却不要です。
- (3) その他詳細については「令和6年度横浜市職員共済ガイド（P.33～）」をご覧ください。

〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー17階  
横浜市職員共済組合医療福祉課 任意継続担当 TEL045-671-3402